

福岡県公報

平成29年6月30日
第3905号

目次

告示 (第446号 - 第457号)

○入会林野整備計画の認可	(林業振興課) …………… 2
○道路の区域の変更の告示の訂正	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○石油コンビナート等災害防止法第2条第5号に規定する第二種事業所の指定	(防災企画課) …………… 4

公告

○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課) …………… 5
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課) …………… 5
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課) …………… 5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 7

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 9
○土地改良区が定める管理規程の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(人事課) …………… 10
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(県民情報広報課) …………… 10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 11
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 11
○特定危険薬物の指定の失効	(薬務課) …………… 12

教育委員会

○福岡県指定史跡の指定	(教育庁文化財保護課) …………… 12
○福岡県指定史跡の指定	(教育庁文化財保護課) …………… 12
○福岡県指定史跡の追加指定	(教育庁文化財保護課) …………… 13
○福岡県指定有形民俗文化財の追加指定及び名称変更	(教育庁文化財保護課) …………… 13

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課) …………… 13
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(市町村支援課) …………… 13
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課) …………… 14

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(県警本部生活保安課) …………… 15
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(県警本部生活保安課) …………… 17
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(県警本部生活保安課) …………… 18

告 示

福岡県告示第446号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定に基づき、飯塚市筒野443番地2筒野入会林野整備組合組合長平野敏之から提出のあった福岡県飯塚市筒野入会林野整備計画書について、平成29年6月14日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第447号

平成29年3月31日福岡県告示第244号（道路の区域の変更）において、区間及び幅員に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方 県道	室 木 下有木 線 若 宮		前	宮若市四郎丸660番先から 宮若市芹田414番1先まで	8.0 ～ 64.0	1,703.0
			前	宮若市四郎丸623番38先から 宮若市芹田414番1先まで	14.9 ～ 75.0	1,060.0
			後	宮若市四郎丸660番先から 宮若市芹田414番5先まで	8.0 ～ 64.0	1,703.0
			後	宮若市四郎丸623番38先から 宮若市芹田414番5先まで	14.9 ～ 75.0	1,060.0

福岡県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方 県道	室 木 下有木 線 若 宮		前	宮若市四郎丸660番先から 宮若市芹田414番5先まで	8.0 ～ 64.0	1,703.0
			前	宮若市四郎丸623番38先から 宮若市芹田414番5先まで	14.9 ～ 75.0	1,060.0
			後	宮若市四郎丸660番先から 宮若市芹田414番5先まで	8.0 ～ 64.0	1,703.0
			後	宮若市四郎丸623番38先から 宮若市芹田414番5先まで	14.9 ～ 75.0	1,060.0

福岡県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年6月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米 筑後線	久留米市高良内町4502番14先から 久留米市上津町1299番4先まで

福岡県告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年6月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	室木 下有木 若宮線	宮若市四郎丸660番先から 宮若市四郎丸851番4先まで

福岡県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年7月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	柳川 筑後線	筑後市大字馬間田431番1先から 筑後市大字馬間田151番2先まで

八女	柳川 筑後線	筑後市大字馬間田431番1先から 筑後市大字馬間田173番1先まで
----	-----------	--------------------------------------

福岡県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	筑紫野 古賀線	前	糟屋郡宇美町ゆりが丘三丁目2537番3先から 糟屋郡須恵町大字新原28番1先まで	25.0 ～ 107.8	2,861.0
			後	糟屋郡宇美町ゆりが丘三丁目2537番3先から 糟屋郡須恵町大字新原28番1先まで	25.0 ～ 107.8	

福岡県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	福岡 早良線 大野城	前	糸島市高祖946番1先から 糸島市高祖947番1先まで	8.0 ～ 9.0	49.0

			後	糸島市高祖946番1先から 糸島市高祖947番1先まで	8.0 ～ 12.0	49.0
--	--	--	---	--------------------------------	------------------	------

福岡県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚 県道	豆 田 築 線	豆 田 築 線	前	嘉麻市漆生2299番38先から 嘉麻市岩崎1253番2先まで	11.8 ～ 34.6	780.0
			後	嘉麻市漆生2299番38先から 嘉麻市岩崎1253番2先まで	11.8 ～ 34.6	782.2

福岡県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方 県道	中 宮 田 線	中 宮 田 線	前	直方市大字下新入1544番1先から 直方市大字下新入1624番1先まで	8.0 ～ 13.0	260.0

			後	直方市大字下新入1544番1先から 直方市大字下新入1624番1先まで	11.0 ～ 34.5	260.0
--	--	--	---	--	-------------------	-------

福岡県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方 県道	直 方 鞍 手 線	直 方 鞍 手 線	前	直方市大字下新入65番12先から 直方市大字下新入2503番先まで	7.6 ～ 31.0	690.0
			後	直方市大字下新入65番12先から 直方市大字下新入2503番先まで	15.4 ～ 35.0	690.0

福岡県告示第457号

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号の規定に基づき、第二種事業所を次のように指定する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

特別防災区域名	事業所名	所在地
北九州地区	アジア・フロンティア	北九州市八幡東区大字前田2142番地の1

公 告

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川郡香春町	平成25年度から平成26年度まで	地籍図及び地籍簿	大字香春、中津原、高野の各一部	平成29年6月19日

公告

大木町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
川村 金儀	三潞郡大木町大字上木佐木509番地1

公告

八女市土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

就任理事

氏名	住所
松本 茂吉	八女市祈祷院313番地1

公告

柳川南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
藤木 安夫	柳川市有明町303番地51
堤 英樹	柳川市有明町780番地
松藤 正之	柳川市有明町1400番地1
森田 軍治	柳川市有明町748番地3
松藤 茂喜	柳川市有明町2535番地32
池末 柳一	柳川市大浜町345番地42
吉川 一彦	柳川市大浜町650番地
亀崎 敏彦	柳川市大浜町934番地23
成清 重光	柳川市大浜町2144番地2
山田 國弘	柳川市大浜町1642番地51
山田 和則	柳川市大浜町1642番地6
山田 政美	柳川市大浜町1108番地1
松本 源次	柳川市上宮永町915番地2
阿津坂 益男	柳川市矢留本町470番地1
龍 利水	柳川市吉富町499番地12
平川 廣一	柳川市佃町1820番地

2 退任監事

氏名	住所
猿渡 昭光	柳川市大浜町2028番地15
江口 重信	柳川市有明町1175番地
山田 紀磨	柳川市下宮永町1016番地2

3 就任理事

氏名	住所
----	----

藤木安夫	柳川市有明町303番地51
堤英樹	柳川市有明町780番地
松藤正之	柳川市有明町1400番地1
森田軍治	柳川市有明町748番地3
松藤茂喜	柳川市有明町2535番地32
園田義明	柳川市大浜町95番地
吉川一彦	柳川市大浜町650番地
笠間時雪	柳川市大浜町934番地6
梅崎昭平	柳川市大浜町1349番地2
山田國弘	柳川市大浜町1642番地51
山田和則	柳川市大浜町1642番地6
山田政美	柳川市大浜町1108番地1
松本源次	柳川市上宮永町915番地2
阿津坂益男	柳川市矢留本町470番地1
龍利水	柳川市吉富町499番地12
平川廣一	柳川市佃町1820番地

4 就任監事

氏名	住 所
猿渡昭光	柳川市大浜町2028番地15
江口重信	柳川市有明町1175番地
開田康久	柳川市吉富町499番地10

公告

安中土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
----	-----

龍正勝	大川市大字新田818番地
龍久喜	大川市大字三丸1047番地6
竜清紀	大川市大字新田800番地
古賀堯	大川市大字新田842番地
龍秀實	大川市大字新田784番地1の1, 785番地1
龍博美	大川市大字新田808番地2
古賀豊治	大川市大字新田768番地1
龍國光	大川市大字新田736番地
古賀繁美	大川市大字新田759番地
古賀敬二	大川市大字一木556番地2

2 退任監事

氏名	住 所
龍龍男	大川市大字新田798番地1
龍繁徳	大川市大字新田765番地1
古賀昭典	大川市大字新田144番地1

3 就任理事

氏名	住 所
古賀堯	大川市大字新田842番地
竜清紀	大川市大字新田800番地
龍博美	大川市大字新田808番地2
龍正勝	大川市大字新田818番地
龍秀實	大川市大字新田784番地1の1, 785番地1
古賀豊治	大川市大字新田768番地1
龍國光	大川市大字新田736番地
龍久喜	大川市大字三丸1047番地6
古賀聡	大川市大字新田759番地
古賀敬二	大川市大字一木556番地2

4 就任監事

氏名	住 所
龍龍男	大川市大字新田798番地1

龍 昭 男	大川市大字新田718番地1
古 賀 昭 典	大川市大字新田144番地1

公告

五徳土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
中 川 正 則	田川郡香春町大字香春2083番地
進 正 己	田川郡香春町大字香春204番地2
亀 澤 昌 治	田川郡香春町大字香春2807番地
宇津木 末 廣	田川郡香春町大字香春2941番地
松 田 直 行	田川郡香春町大字香春2087番地2
原 田 重 信	田川郡香春町大字香春2590番地

2 退任監事

氏 名	住 所
原 田 一 三	田川郡香春町大字香春2593番地
福 田 征 治	田川郡香春町大字香春2099番地
進 忠 利	田川郡香春町大字香春2558番地

3 就任理事

氏 名	住 所
中 川 正 則	田川郡香春町大字香春2083番地
進 正 己	田川郡香春町大字香春204番地2
亀 澤 昌 治	田川郡香春町大字香春2807番地
宇津木 末 廣	田川郡香春町大字香春2941番地
松 田 直 行	田川郡香春町大字香春2087番地2
原 田 重 信	田川郡香春町大字香春2590番地

4 就任監事

氏 名	住 所
進 忠 利	田川郡香春町大字香春2558番地
若 佐 孝 夫	田川郡香春町大字香春2528番地
神 崎 不二夫	田川郡香春町大字香春2302番地5

公告

行橋市御清水池土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小 川 洋

氏 名	住 所
木 村 昭 一	行橋市行事一丁目13番36号
福 島 隆	行橋市行事五丁目13番15号
吉 武 頼 隆	行橋市大字長木111番地
廣 瀬 茂	行橋市大字草野210番地1
榎 本 武 治	行橋市大字下津熊1041番地1
中 村 勝 正	行橋市大字長音寺89番地1
平 塚 新 吾	行橋市大字吉国508番地2
平 井 克 己	行橋市大字二塚64番地1
川 本 重 美	行橋市大字延永109番地
森 上 日 那 生	行橋市大字延永786番地
繃 博 義	行橋市大字長尾226番地
鳥 田 文 男	行橋市大字下崎494番地2
穂 本 九 一 郎	行橋市大字徳永377番地1
野 田 千 萬 里	行橋市大字下崎1370番地
川 上 英 巳	行橋市大字入覚1481番地
堀 俊 美	京都郡苅田町大字岡崎271番地10
松 本 克 己	京都郡苅田町大字上片島1954番地

猪本 信生	京都郡苅田町大字下片島955番地
中川 幸美	京都郡みやこ町勝山黒田1667番地
林 吾六	京都郡みやこ町勝山黒田1038番地 1
井上 博敏	京都郡みやこ町勝山黒田2449番地 1

2 退任監事

氏名	住所
田口 保幸	行橋市行事五丁目14番30号
小林 久	京都郡苅田町大字上片島1917番地
井上 明治	京都郡みやこ町勝山黒田2682番地 1

3 就任理事

氏名	住所
木村 昭一	行橋市行事一丁目13番36号
福島 隆	行橋市行事五丁目13番15号
吉武 頼隆	行橋市大字長木111番地
廣瀬 茂	行橋市大字草野210番地 1
榎本 武治	行橋市大字下津熊1041番地 1
中村 勝正	行橋市大字長音寺89番地 1
大下 敏雄	行橋市大字上津熊44番地
平井 克己	行橋市大字二塚64番地 1
川本 重美	行橋市大字延永109番地
森上 日那生	行橋市大字延永786番地
楠 利徳	行橋市大字長尾381番地
島田 文男	行橋市大字下崎494番地 2
野田 正義	行橋市大字福丸723番地
野田 千萬里	行橋市大字下崎1370番地
川上 英巳	行橋市大字入覚1481番地
井上 龍美	京都郡苅田町大字岡崎237番地
松本 克己	京都郡苅田町大字上片島1954番地
中園 達憲	京都郡苅田町大字下片島946番地

定房 秀幸	京都郡みやこ町勝山黒田1629番地 1
林 吾六	京都郡みやこ町勝山黒田1038番地 1
井上 博敏	京都郡みやこ町勝山黒田2449番地 1

4 就任監事

氏名	住所
藏園 公紀	行橋市大字延永814番地
小林 久	京都郡苅田町大字上片島1917番地
井上 明治	京都郡みやこ町勝山黒田2682番地 1

公告

合河東部第二土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
今石 福隆	豊前市大字下川底447番地 1
面村 忠芳	豊前市大字中川底355番地
面村 義廣	豊前市大字中川底368番地
宇都宮 初夫	豊前市大字中川底746番地
川崎 澄夫	豊前市大字下川底92番地 2
恒成 毅	豊前市大字下川底764番地 1
前田 高義	豊前市大字下川底831番地
本末 留夫	豊前市大字下河内1947番地
藤川 賢司	豊前市大字下河内2161番地
藤末 美知雄	豊前市大字下河内2544番地 1

2 退任監事

氏名	住所
白川 潤	豊前市大字下川底575番地
柏木 秀信	北九州市八幡西区大浦2丁目5番11号

3 就任理事

氏名	住所
今石福隆	豊前市大字下川底447番地1
面村義廣	豊前市大字中川底368番地
面村祐二	豊前市大字中川底408番地1
宇都宮初夫	豊前市大字中川底746番地
川崎澄夫	豊前市大字下川底92番地2
恒成毅	豊前市大字下川底764番地1
前田高義	豊前市大字下川底831番地
本末留夫	豊前市大字下河内1947番地
藤川賢司	豊前市大字下河内2161番地
藤末美知雄	豊前市大字下河内2544番地1

4 就任監事

氏名	住所
白川潤	豊前市大字下川底575番地
柏木秀信	北九州市八幡西区大浦2丁目5番11号

公告

大河内土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
村田隆吉	豊前市大字大河内860番地
吉田大助	豊前市大字下河内260番地
奥正巳	豊前市大字大河内214番地
弓取陽市	豊前市大字大河内51番地
松中讓	豊前市大字大河内884番地1
竹内義弘	豊前市大字大河内1198番地

大坪保彦	豊前市大字大河内1251番地1
竹内正昭	豊前市大字大河内1639番地2
大野弘	豊前市大字大河内1936番地1
尾田一正	豊前市大字天和131番地

2 退任監事

氏名	住所
吉田正紀	豊前市大字下河内197番地
吉田昌勝	豊前市大字天和244番地

3 就任理事

氏名	住所
村田隆吉	豊前市大字大河内860番地
吉田大助	豊前市大字下河内260番地
奥正巳	豊前市大字大河内214番地
弓取陽市	豊前市大字大河内51番地
松中讓	豊前市大字大河内884番地1
竹内義弘	豊前市大字大河内1198番地
大坪保彦	豊前市大字大河内1251番地1
木村多聞	豊前市大字大河内1653番地1
大野弘	豊前市大字大河内1936番地1
田中茂	豊前市大字天和436番地1

4 就任監事

氏名	住所
吉田正紀	豊前市大字下河内197番地
吉田昌勝	豊前市大字天和244番地

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定に基づき、耳納山麓土地改良区から認可申請のあった隈上川頭首工管理規程の変更を平成29年6月19日付けで認可したので、同条第4項の規定により公告する。

なお、変更後の当該管理規程の概要は次のとおりである。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施設の名称 隈上川頭首工
- 2 計画取水水位 標高57.5メートルから標高57.9メートルまでの範囲内
- 3 計画取水量
かんがい期間（5月25日～6月30日）最大2,447立方メートル／秒
〃 （7月1日～10月10日）最大2,426立方メートル／秒
〃 （10月11日～翌5月24日）最大0,995立方メートル／秒
- 4 その他の主な記載事項

- (1) 取水、放流及びゲート操作に関する事項
- (2) 点検及び整備に関する事項
- (3) 緊急事態における措置に関する事項

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県副知事倫理条例施行規則（平成22年福岡県規則第20号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部人事課に備え置きます。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由
所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）の制定により租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部が改正されたことに伴い、当然必要とされる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 規則の公布日
平成29年6月30日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年福岡県規則第75号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部県民情報広報課に備え置きます。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由
所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）の制定により租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部が改正されたことに伴い、当然必要とされる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 規則の公布日
平成29年6月30日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡芦屋町大字山鹿道明ヶ浦228番4及び228番6から228番8まで並びに字惣ヶ瀬283番6、283番7及び283番10
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
遠賀郡芦屋町幸町2番20号
芦屋町

代表者 芦屋町長 波多野 茂丸

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字山家4612番1、4612番9から4612番34まで、4615番1及び4615番7から4615番25まで並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
筑紫野市原田四丁目2番地10
悠建築工房株式会社
代表取締役 穴見 敏幸

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成29年6月15日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ドン・キホーテ楽市楽座久留米店
 - (2) 所在地 久留米市東合川二丁目2番1号
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社ワイドレジャー	代表取締役 菊池 康男	小郡市小郡 2413 番地の 1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社ドン・キホーテ	代表取締役 大原 孝治	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成30年2月16日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,949平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
建物北側	102
建物敷地南側	48
合計	150

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
建物北側	16
建物北側	14
建物南側	26
建物敷地西側	20
合計	76

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物内南側	54
合計	54

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物内南側	13.26
合計	13.26

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯
駐車場No.1	24時間
駐車場No.2	午前6時00分～午後11時00分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場No.1	4箇所	建物敷地北側、西側及び南側
駐車場No.2	2箇所	建物敷地南側駐車場北側
合計	6箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失うので、公告する。

平成29年6月30日

福岡県知事 小川 洋

1 失効する特定危険薬物の名称

(1) 化学名 2 - (メチルアミノ) - 2 - フェニルシクロヘキサン-1-オン及びその塩類

(2) 化学名 1 - (4 - クロロフェニル) - N - メチルプロパン-2 - アミン及びその塩類

(3) 化学名 1 - (4 - シアノブチル) - N - (2 - フェニルプロパン-2 - イル) - 1 H - インダゾール-3 - カルボキサミド及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第65号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

平成29年7月1日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

教育委員会

福岡県教育委員会告示第10号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項の規定により、福岡県指定史跡を次のように指定し、平成27年9月25日から適用する。

福岡県指定史跡の指定（平成27年9月福岡県教育委員会告示第10号）は、記載内容に誤りがあったため、取り消す。

平成29年6月30日

福岡県教育委員会

名称	所在地	地番
山王山古墳	飯塚市西徳前	400番2のうち実測8.45㎡、400番5のうち実測5.54㎡、401番28 備考 指定地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び飯塚市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

福岡県教育委員会告示第11号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項の規定により、福

岡県指定史跡を次のように指定し、平成29年3月17日から適用する。

福岡県指定史跡の指定（平成29年3月福岡県教育委員会告示第3号）は、記載内容に誤りがあったため、取り消す。

平成29年6月30日

福岡県教育委員会

名称	所在地	地番
黒崎城跡	北九州市八幡西区 屋敷一丁目 北九州市八幡西区 舟町	37番・38番・39番 5番7

福岡県教育委員会告示第12号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる福岡県指定史跡に同表右欄の地域を追加して指定し、平成29年3月17日から適用する。

福岡県指定史跡の追加指定（平成29年3月福岡県教育委員会告示第4号）は、記載内容に誤りがあったため、取り消す。

平成29年6月30日

福岡県教育委員会

左欄		右欄	
名称	関係告示	所在地	地番
川島古墳	平成4年福岡県教育委員会告示第4号	飯塚市川島	407-4の一部、408-13の一部
伊方古墳	昭和52年福岡県教育委員会告示第1号	田川郡福智町伊方	3927番地18、3927番地60、3927番地64
三沢遺跡	昭和53年福岡県教育委員会告示第2号	小郡市あすみ一丁目	10番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番、22番

福岡県教育委員会告示第13号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第29条第1項の規定により、次

の表の左欄に掲げる福岡県指定有形民俗文化財に中欄に掲げる文化財を追加し、記載事項を右欄のとおり改め、平成29年3月17日から適用する。

福岡県指定有形民俗文化財の追加指定及び名称変更（平成29年3月福岡県教育委員会告示第6号）は、記載内容に誤りがあったため、取り消す。

平成29年6月30日

福岡県教育委員会

左欄		中欄		右欄		
名称	関係告示	名称	員数	名称	員数	所有者
修験板笈	昭和46年福岡県教育委員会告示第1号	松尾山山岳信仰関係資料	16点	松尾山山岳信仰関係資料	18点	宗教法人三社神社（上毛町歴史民俗資料館保管） 上毛町（上毛町歴史民俗資料館及び上毛町西友枝体験交流センター保管）

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成29年6月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成29年6月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

84,707

福岡県選挙管理委員会告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定

に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成29年6月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成29年6月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

629,417

福岡県選挙管理委員会告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成29年6月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成29年6月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,718
北九州市小倉北区	50,653
北九州市小倉南区	58,953
北九州市若松区	23,350
北九州市八幡東区	19,530
北九州市八幡西区	71,069
北九州市戸畑区	16,583
福岡市東区	81,448
福岡市博多区	62,489
福岡市中央区	51,903
福岡市南区	70,281
福岡市城南区	34,097

福岡市早良区	58,555
福岡市西区	55,161
大牟田市	33,658
久留米市	83,732
直方市	15,993
飯塚市・嘉穂郡	40,057
田川市	13,620
柳川市	19,076
八女市・八女郡	23,949
筑後市	13,382
大川市・三潞郡	13,999
行橋市	20,205
中間市	12,283
小郡市・三井郡	20,404
筑紫野市	28,225
春日市	30,280
大野城市	26,944
宗像市	26,815
太宰府市	19,684
古賀市	16,018
福津市	16,946
うきは市	8,559
宮若市・鞍手郡	15,023
嘉麻市	11,284
朝倉市・朝倉郡	24,183
みやま市	11,004
糸島市	27,732
筑紫郡	13,373
糟屋郡	60,729

遠賀郡	26,493
田川郡	22,782
京都郡	15,757
築上郡・豊前市	16,815

公安委員会

福岡県公安委員会告示第186号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成29年6月30日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成29年9月11日（月）から同年9月20日（水）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例

第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

3 受講定員

38名

4 受講対象者

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成29年8月21日（月）から同年8月23日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受講申込手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受講申込手続場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(4) 必要書類

ア 必須書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

イ 必要に応じて添付すべき書類

前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

(ア) 4(1)に該当する者

a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

b 履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

a 合格証明書（2級）の写し

b 2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(エ) 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

a 旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し

b 旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(5) 講習受講手数料

47,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(6) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記5(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日いずれか1日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記5(4)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込手続きを行うこと。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記5(2)の受講申込手続き期間内（2日間）に受講申込手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込手続きは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式40問）を実施する。

(2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続き時に交付を受けた講習教本を必ず

持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装（靴）を用意すること。

(2) 講習に関する問合せは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受講申込手続場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。

福岡県公安委員会告示第187号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成29年6月30日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成29年10月4日（水）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成29年10月5日（木）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成29年8月28日（月）から同年8月30日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

- イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類
- ア 必須書類
- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (5) 検定手数料
14,000円
- ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (6) 申請方法
- ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。
- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること

- 。
- ※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。
- ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。
- エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。
- 8 成績証明書の交付
学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。
- 9 その他
- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問合せは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第188号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成29年6月30日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

施設警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成29年11月7日(火)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する

こと。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成29年10月10日(火)から同年10月12日(木)までの午前9時00分から午後5時00分までの間

※ 上記受付期間中、正午から午後1時00分までの間を除く。

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)

(イ) 住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)

(ウ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)

(ウ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問合せは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。